

電子データ提供命令制度の導入 ～刑事訴訟法改正に伴う企業法務上の留意点～

データ保護ニュースレター

2025 年 6 月 12 日号

執筆者:

河合 優子

y.kawai@nishimura.com

山本 大成

tai.yamamoto@nishimura.com

北條 孝佳

ta.hojo@nishimura.com

2025 年 5 月 16 日「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、同年 5 月 23 日に公布された。今般の改正により、電子令状等に関する各種規定が整備される等、刑事手続のデジタル化が進むこととなる。企業においては、顧客や取引先データ等の提供・開示について、罰則付きの電磁的記録提供命令の仕組みが創設されるため、現行法よりも強制力のある形でデータの提供を求められる可能性があることに留意が必要である。

改正法は、一部の規定を除き、2027 年 3 月 31 日までの間において政令で定める日に施行される。

1. 現行法の概要と改正のポイント

現行法の下では、電子データ等（電磁的記録）を差し押さえる方法として、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限のある者に対し、必要な電磁的記録のみを記録媒体に記録させ、又は印刷させた上で、当該記録媒体等を差し押さえる方法（記録命令付差押え）がある（刑事訴訟法 99 条の 2、218 条 2 項）¹。記録命令付差押えは、膨大な電磁的記録のなかから必要な電磁的記録のみを抽出するといった作業について被処分者の協力を得られることが前提であるところ、被処分者が当該協力を拒む場合は罰則がないため、記録命令付差押え以外の方法を検討することとなる。

今般の改正により、記録命令付差押えは廃止され、代わりに電磁的記録提供命令の仕組みが導入される。企業は、罰則を伴う当該制度の下、電子データを記録した媒体等あるいは電子データそのものの提供を命じられる可能性がある。また、秘密保持命令の制度も新たに導入され、電子データを提供した事実について一定期間の守秘義務が課せられる可能性がある。

2. 改正法における電子データ提供命令制度の概要

(1) 電磁的記録提供命令（改正後の刑事訴訟法 218 条 1 項、102 条の 2 第 1 項）²

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、被処分者（処分を受ける者）に対し、以下の方法の電磁的記録提供命令をすることができる³。

¹ 差押えに至る前に、捜査関係事項照会（刑事訴訟法 197 条 2 項）が行われるケースは勿論存在する。

² 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 附則 40 条は、「電磁的記録提供命令（第 1 条の規定による改正後の刑事訴訟法第 102 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録提供命令をいう。）により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告人事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならない。」とされている。

³ なお、当該令状は、書面によるほか、電子令状（改正後の刑事訴訟法 218 条 6 項）によることもできる。

裁判所も、必要があるときは同様に当該命令をすることができる。

類型	対象者 ⁴	電磁的記録の提供の方法
①	電磁的記録を保管する者	(i)電子データを記録媒体に「記録」させ又は「移転」させて当該記録媒体を提供させる方法（改正後の刑事訴訟法 102 条の 2 第 1 項 1 号イ） (ii)電気通信回線を通じて、電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に「記録」させ又は「移転」させる方法（改正後の刑事訴訟法 102 条の 2 第 1 項 1 号ロ）
②	電磁的記録を利用する権限を有する者 ※①に該当する者を除く	上記(i)、(ii)の方法 ※ただし、記録媒体に「記録」させる方法に限る （改正後の刑事訴訟法 102 条の 2 第 1 項 2 号）

上記図表のうち「記録媒体」とは、サーバ、ハードディスク、USB メモリ等を指す。また、「記録」は複写等⁵に留まり、提供元の記録媒体から元データが消去されるものではないが、「移転」は複写等した上で提供元の記録媒体から元データが消去されることを意味する。これらの区別は今般の改正の前後で特段変更されるものではないと考えられる。

① 電磁的記録を保管する者

上記図表のうち(ii)の方法による場合には、データを記録又は印刷した上で記録媒体を提供するのではなく、データそのものをオンラインにて提供し又は移転することになる。

② 電磁的記録を利用する権限を有する者

前記図表のうち、電磁的記録を保管せず電磁的記録を利用する権限を有する者に対する電磁的記録提供命令は、(i)及び(ii)の方法のうち、電磁的記録を「記録」させることのみが可能とされている。

前述のとおり、電磁的記録の移転には、移転元の記録媒体からの電磁的記録の消去が含まれるところ、電磁的記録を利用するにとどまる者に対して電磁的記録の移転を命じたとしても履行が難しいことから、「移転」は除外されている。

(2) 命令拒絶事由（改正後の刑事訴訟法 222 条 1 項、103 条～105 条の 2）

上記図表の方法のうち(i)(ii)のいずれの場合にも、命令の対象が公務上又は職務上の秘密である場合には、電磁的記録提供命令を拒絶することが可能と考えられる。

⁴ 対象者が被疑者である場合（事業者による犯罪組織の場合も含む）、命令により、自己の犯罪を構成する電子データ等を自ら提供することになるが、そのことを理由に拒否することはできない（自己負罪拒否特権に該当しない）と整理されていると考えられる（法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会第 7 回議事録 33 頁以下参照。また、改正後の刑事訴訟法においても電磁的記録提供命令の被処分者に被疑者は除外されておらず、罰則を規定した 222 条の 2 第 1 項及び 124 条の 2 第 1 項も被疑者は除外されていない。）。

⁵ 「記録させ」には、記録命令付差押えと同様、複写に加え、暗号化されている電磁的記録を復号して他の記録媒体に記録させることや、複数の記録媒体に記録されている電磁的記録を用いて必要な電磁的記録を作成させた上で他の記録媒体に記録させることも含むとされている。

(3) 命令により移転させた電磁的記録の原状回復

- ① 電磁的記録を記録媒体に移転させて当該記録媒体を提出させた場合（改正後の刑事訴訟法 222 条 1 項、123 条 3 項 2 号）

押収した記録媒体で、留置の必要がないものである場合において、被処分者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者が異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、被処分者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないとされている。

- ② オンラインにより電磁的記録を命令主体の管理に係る記録媒体に移転させた場合（改正後の刑事訴訟法 222 条 1 項、123 条の 2）

電磁的記録提供命令により移転させた電磁的記録について、被処分者に保管させないこととする理由がなくなったときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならないとされている。

なお、①・②のいずれの場合であっても、移転させた電磁的記録の原状回復の決定をするに当たっては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴く必要があるとされている（改正後の刑事訴訟法 222 条 1 項、123 条 4 項、123 条の 2 第 2 項）。

(4) 秘密保持命令（改正後の刑事訴訟法 218 条 3 項）

捜査機関による電磁的記録提供命令の場合には、裁判官の許可により、秘密保持命令が付される場合がある。具体的には、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、被処分者に対し、1 年を超えない期間を定めて、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該電磁的記録提供命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。

実務上、事業者等は、契約等において、顧客や取引先に関する情報を第三者に提供したときは当該顧客や取引先にその旨を通知する義務を負っている場合がある。秘密保持命令により、当該通知義務が制限を受ける可能性があることに留意が必要である。

秘密保持命令の期間は 1 年を超えない期間とされ、指定された期間内であっても、必要がなくなったときは、捜査機関は自ら又は被処分者の請求によって取り消さなければならないため（改正後の刑事訴訟法 218 条 7 項）、事業者等が契約等に基づく通知義務を負っている場合には、当該命令が取り消された後に通知義務を果たす必要があると考えられる。各企業においては、情報の秘密保持や開示範囲、それに伴う相手方への通知報告義務に関する契約条項を見直す必要があるかもしれない。

(5) 不服申立て

電磁的記録提供命令、秘密保持命令、又は移転させた電磁的記録の原状回復に係る複写若しくは記録媒体の交付の処分や裁判に対しては、準抗告をすることができるとされている（改正後の刑事訴訟法 430 条 1

項、429条1項)^{6 7}。

(6) 罰則

正当な理由なく、捜査機関による電磁的記録提供命令又は秘密保持命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処するものとされている（改正後の刑事訴訟法222条の2第1項）。

これには法人との両罰規定が定められている（同条2項）。

この罰則は、裁判所による電磁的記録提供命令に違反した場合も同様である（改正後の刑事訴訟法124条の2）。

3. 実務上の留意点

本改正に伴い新設される電磁的記録提供命令を受けた場合、企業は、両罰規定による法人自身への罰則の適用可能性も意識しつつ、命令拒絶事由に該当しない限りは、電子データを記録した媒体等あるいは電子データそのものの提供を行うこととなる。

また、併せて新たに導入される秘密保持命令の制度にも留意が必要である。当該命令により、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと及び当該命令により提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならないことが義務付けられる場合、契約上の相手方に対する通知義務違反となり得る。したがって、あらかじめ、情報の秘密保持や開示範囲、それに伴う相手方への通知報告義務に関する契約条項を見直す必要があり得る。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁶ 秘密保持命令が付された場合には、(4)のとおり、被処分者（処分を受ける事業者等）は、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を当該電磁的記録の主体である顧客等に伝えられないことから、当該顧客等は不服申立ての機会を得られないこととなる。そのため、被処分者が、当該顧客等の権利も考慮して不服申立てをすることが期待されると考えられる。

⁷ 電磁的記録提供命令が取り消された場合であっても、捜査機関等が保有する電磁的記録は消去されない点に留意すべきである。